

化学物質名	安衛法の規制	新たな症状又は障害報告			評価	評価の理由等	症状又は障害		文献名 (症例報告等)	評価 (※2)	評価の理由(※3) 【通常労働場で発生しうるものと認められるか否かという観点から】	文献等	文献等にある職業ばく露の状況	これまでの分科会における検討結果			
		症例報告(症状)	疫学報告(手法)	医学的知見報告書頁			告示上の標記	具体的な内容									
10 システアミン塩酸塩(CHC) 2-aminoethanethiol hydrochloride 156-57-0	-	1件(屈曲性湿疹、紅斑性浮腫)	あり(横断研究)	30'報告書 88頁	○				Isaksson 2007 Landers 2003 労働者健康福祉機構報告書(2008)	○	美容師でCHCによるアレルギー性接触性皮膚炎が報告されている(Isaksson2007, Landers2003)。労働者健康福祉機構報告書(2008)によると、理・美容師でパッチテストは10%以上の高い陽性率が認められている。			・山口県の皮膚科クリニックで2012~2017年の間に診た17人の美容師のうち、7人がシステアミン塩酸塩に対するパッチテストで陽性だったと報告されている。この論文の中でも、システアミン塩酸塩についてはまだ不明な点も多いという議論もされているため、疫学あるいは症例をもう少し情報を調べて整理した方がよい。 ・皮膚炎はアレルギー性なのか検討する必要がある。			
					○				『理・美容師の職業性接触性皮膚炎-宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告-』(第2報) Ito A et al: Contact Dermatitis, 77:42-48, 2017 Nishioka K et al: Contact Dermatitis, 80:174-175, 2019	△	横断研究は海外(デンマーク、オランダ)のものであるが、Contact Dermatitis 80(3); 2019に掲載された西岡らによるShort paperによると、山口県のある皮膚科クリニックで2012年から2017年の間に診た17人の美容師のうち、7人(41%)がシステアミン塩酸塩に対するパッチテストに陽性だったと報告している。日本人の症例報告であることからこれも含めて検討が必要か。						
					x							△					
					○	上野先生ご指摘の日本の症例としてNishioka et al. (2019)が7例の美容師の例を報告している、ありでもよいのでは。ただ論文としては短い。				皮膚障害	皮膚紅斑	Nishioka et al. (2019)	△		横断研究はデンマークのものは摂食性皮膚炎の診断のもとにパッチテスト陽性が1人、オランダの例はパッチテストのみ、症例はコーカソイド(白人)例で広いので、日本人の症例を含めて再検討		
					△								△		1つの疫学調査及び1つの症例だけでは◎、○とはできない。この他に疫学、症例があれば検討の余地はあるが、現時点では保留。		
11 ココamidプロピルベタイン (CAPB) Cocoyl amide propyldimethyl glycine 86438-79-1	-	1件(皮膚炎)	あり(横断研究、後ろ向き研究)	30'報告書 92頁	○	非アレルギー性の皮膚炎を起こす			Suuronen2012 Aerts2016 谷口彰治, 他:皮膚34(増14):191-195, 1992 Yasunaga C et al: Environmental Dermatology 7:16-20, 2000 Hashimoto R et al: Environmental Dermatology 7:84-90, 2000 Kondo M et al: Environmental Dermatology 9:63-69, 2002	○	皮膚障害 CAPBは界面活性剤でシャンプーとして多用されている。皮膚のバリア機能を破壊する作用があり、様々な物質の感作の機会を作る。	Suuronen2012 Aerts2016 13)谷口彰治, 他:皮膚34(増14):191-195, 1992 14)Yasunaga C et al: Environmental Dermatology 7:16-20, 2000 15)Hashimoto R et al: Environmental Dermatology 7:84-90, 2000 16)Kondo M et al: Environmental Dermatology 9:63-69, 2002 アメリカ接触性皮膚炎協会は、2004年にアレルギーの原因となる物質に認定した。			・2010年の論文では接触性皮膚炎と診断し、2人はCAPB陽性とした。Aertsなものについては、パッチテストの結果は陰性であった。 ・労働者健康安全機構で行った労災疾病等の医学研究では、5例ほど論文を載せていた。 ・アメリカの接触性皮膚炎協会では、アレルギーの原因となるとしている。 ・ヒトに対しての許容濃度を調べる必要がある。 ・界面活性剤のため、感作性というよりは皮膚のバリアを破壊する作用があると思われるため、CAPB自体がアレルギーではないと思われるが、高濃度ばく露だったならば何が起きるかは議論が必要である。		
					△~x?	アメリカ接触性皮膚炎協会は、2004年にアレルギーであると結論したもの、Cosmetic Ingredient Review (CIR)が2012年に報告したscientific reviewではCAPB自体はアレルギーではなく製造過程で含まれるアミノアミドとDMAPAがアレルギーになると結論している。 ただし『理・美容師の職業性接触性皮膚炎-宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告-』(第2報)によると、CAPB陽性率は39.6%と高い。			Scientific Literature Review "Fatty Acid Amidopropyl Dimethylamines as Used in Cosmetics" February 13, 2012 (Cosmetic Ingredient Review) 『理・美容師の職業性接触性皮膚炎-宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告-』(第2報)	△	後ろ向き研究ではアレルギーであることを否定しているものの、国内ではパッチテスト陽性者が報告されていることから検討の必要ありか。						
					x							x	Suuronenらの後ろ向き研究で、著者自身が、CAPB自体がアレルギーではない可能性が高いと結論している				
					x	Shaughnessy et al. (2014)ではアトピー性皮膚炎の患者は避けた方がよい、と言う結論になっていて、また武林先生ご指摘のようにSchnuch(2011)の研究を見ると偽陽性の可能性が高いとされているので、xにしました。							△	Suuronen(2012)の再検討と他の症例があるかどうか			美容師、経皮
					○					皮膚障害		Suuronen2012, Yasunaga et al 2000, Hashimoto et al 2000, Kondo M et al 2002	○	エビデンスが十分か。			

※1 告示に新たに症状又は障害を追加することの可否について、◎:必ず追加すべき、○:追加すべき、△:評価保留、x:追加すべきものはないので記載をお願いします。
※2 「評価の理由」の欄には、評価された理由を記載頂き、◎又は○と評価される場合は、症状又は障害と視認となるその文献等の記載をお願いします。